

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年3月12日（月）午後1時30分から午後2時10分
2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第3会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会	長	6番	齊藤	常夫
委	員	1番	谷口	眞一
委	員	2番	菊地	典夫
委	員	3番	豊島	利夫
委	員	4番	栗原	哲
委	員	7番	羽田	茂
委	員	8番	宮田	一日出
委	員	9番	飯泉	秀夫
委	員	10番	矢口	剛

農業委員会事務局職員（4人）

事務局	長	古谷	隆夫
事務局	長補佐	石神	正夫
主査		中山	幹夫
係長		大久保	慎太郎

4. 欠席委員（1人）
会長職務代理者 5番 中山 雅史

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成30年3月の定例総会を開催いたします。
なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

3月の定例総会に、お忙しいところご出席頂きまして有難うございます。総会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、3月1日に小美玉市で行われました、平成29年度 新・農地を活かし担い手を応援する運動推進大会に多数参加して頂きまして、ありがとうございました。研修会では、全国農業会議所の講演、事例発表会などがありましたが、大変参考になった研修と思います。

特に、茨城県農業会議から説明のあった全農地の利用状況調査については、2月の農地利用最適化推進連絡会でも報告しましたように、今後、私たちの農業委員会でも実施しなければならない大きなテーマでもあります。しかし、この実施には、ハード、ソフト両面で解決しなければならない課題があります。これらの課題を解決することを優先して取り組んでいくことにいたしたいと考えており、皆さんの意見を頂きながら進めていきます。

本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっています。皆さんの精力的なご審議をお願いいたします。

以上、簡単ですが挨拶と致します。よろしくをお願いいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日は、5番中山雅史会長職務代理者より欠席の通告がございましたので報告いた

します。本日の出席委員は、農業委員10名中9名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

1番谷口委員、2番菊地委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は後援会事務所の仮設駐車場整備のための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は68㎡、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は275㎡、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は181㎡の合計3筆、524㎡でございます。

鉄板77枚を敷設する計画で、平成30年5月31日までの一時転用となっております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

谷和原地区担当の調査部会1班の1番谷口委員よりお願いいたします。

1. 谷口委員

それでは私の方から、農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について、3月5日に行いました書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。

当日は、齊藤会長、羽田委員、事務局から石神補佐、大久保係長、そして私の計5名で実施しました。

地図は2ページになります。場所は谷和原庁舎から小絹方面に向かって、JA茨城みなみさんの農産物直売所の手前の右側にあります。3筆ありますが、XXXXXXXXXX番の68㎡の方は若干草が生えておりました。他はきれいに耕作されておりました。

また、上に鉄板を敷いて駐車場として利用するということです。

申請者は、申請地3筆、合計524㎡を利用し、後援会事務所の仮設駐車場を整備するために申請されたものでございます。平成30年5月31日までの一時転用となっております。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地及びおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、仮設駐車場のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので早速、審議に入ります。

議案第1号につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案の通り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。

3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積3,120㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積737㎡、合計2筆 3,857㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

本申請は、平成30年2月の総会で可決した案件ですが、譲受人の変更による再申請となります。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積772㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積295㎡、合計2筆1,067㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、面積1,762㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積2,979㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積5,390㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積2,470㎡、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積1,266㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積2,165㎡、合計5筆14,270㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積57㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積730㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積1,485㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■番、地目は登記、現況

とも田、面積1,490㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず、受付番号1番から6番につきまして、伊奈地区を担当していただきました、調査部会3班の4番栗原委員よりお願いいたします。

1. 栗原委員

3月5日に行った書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。メンバーは齊藤会長、谷口委員、宮田委員、事務局から石神補佐、大久保係長、そして私の計5名で実施しました。

受付番号1番、地図は5ページになります。申請地は事務局からもありましたとおり、2月に許可している農地になります。田は耕作管理されており、畑もハウスが設置されているところもあり管理された農地でした。

申請者は自作地約768アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆3,120㎡、登記現況とも畑、1筆737㎡の合計2筆3,857㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稲・野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は6ページになります。申請地は豊小学校から守谷方面に向かって五、六百メートル位の場所にあります。

現地調査の際に申請者がおりましたが、農地改良をする際には許可後に適切な手続きをとるように指導しております。

申請者は、申請地の西側の農地も耕作しております。自作地約333アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・陸稲を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、2筆1,067㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、陸稲を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は7ページになります。

申請地は、台通水路が久賀方面と城中方面に分岐する地点の西側に位置しております。隣接する3反歩ほどの田と一体で耕作されておりました。

申請者は自作地約102アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・麦・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆1,762㎡で、規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は8ページになります。

申請地は中通川の南側にあります■■■■番、■■■■番、■■■■番と、小貝川の北側に位置しています■■■■番、■■■■番になります。すべてきれいに耕作管理されていました。

申請者は自作地約88アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆10,839㎡、登記現況とも畑、2筆3,431㎡の合計5筆、14,270㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は8ページになります。

こちらは先ほどの案件の■■■■番のすぐ隣にある小さな黒く塗りつぶしてある部分です。隣接する宅地と合わせて売買されます。現地調査の際に建築資材のようなものが置かれていましたので、許可する際には撤去するよう事務局から指導します。

申請者は自作地約363アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆57㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号6番、地図は9ページになります。

五反田のコンビニエンスストアの北側に位置しております。すでに小作地として隣接する田と一体的に耕作しております。

申請者は自作地約53アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆730㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を売買により譲り受けるものです。

以上のことから、受付番号1番から6番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号7番、8番について谷和原地区を担当していただきました、調査部会1班の7番羽田委員より報告をお願いします。

1. 羽田委員

同じく、農地法第3条の規定による所有権移転の許可について、受付番号7番、地図は10ページでございます。

3月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日のメンバーは、事務局からは石神事務局長補佐と大久保係長、そして齊藤会長、谷口委員と私の計5名で午後から実施しました。

受付番号7番、地図は10ページになります。申請理由は交換ということで、受付番号8番との交換になります。

現地の状況は、よく管理されている畑でございます。

申請者は自作地約73アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆1,485㎡を交換により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号8番、こちらも地図は10ページになります。

現地は、つくばみらい消防署谷和原出張所から常磐道の隧道をぬけて右折した場所になります。きれいに管理されている田です。

申請者は自作地約230アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆1,490㎡を交換により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、受付番号7、8番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、問題ないものと思います。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、早速審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号4番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。豊島委員どうぞ。

1. 豊島委員

はい。売買単価が10アール当たり■■■■円ということで、少し安いと思うのですが、これは何か事情があるのかどうかお聞きしたいのですが。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、では事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。地図を見ていただきますと、申請地のすぐ北側に住まいもあるのですが、ここも一緒に取手市にお住いの譲渡人が相続したのですが、今はだれも住んでいません。農地についても、高齢のため耕作することもできず、このままでは耕作放棄地になってしまうということで、値段にはこだわらず、この機会にどうしても処分したいということで今回申請となったものです。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

豊島委員いかがでしょうか。

1. 豊島委員

はい。わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

他にありますか

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、番号5番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

はい。9番飯泉です。

こちらは売買価格が10アール当たり■円ということですが、贈与ということなんでしょうか。それとも値段がつかないということなんでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

こちらも、先ほどの受付番号4番と同じ方の所有になります。こちらの畑は、宅地と隣接してしまして、宅地と一体で売買となります。宅地の方には値段が付くのですが、畑には値段がつかないということで■円と申請書に記載されておりました、そのように表記させていただいております。

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員いかがでしょうか。

1. 飯泉委員

はい。わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

他にありますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、番号6番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、番号7番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号8番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は39㎡，■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも畑，面積は297㎡，合計2筆 336㎡でございます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の報告をお願いします。

調査部会1班の1番谷口委員よりお願いいたします。

1. 谷口委員

はい。議案第3号非農地証明発行可否について、3月5日に行いました現地調査、書類審査の結果について報告いたします。

当日のメンバーは、齊藤会長、羽田委員、事務局から石神補佐、大久保係長、そして私の計5名で実施しました。

受付番号1番、地図は12ページになります。

この場所は、常磐自動車道の南側に位置しておりまして、急斜面とフラット面の2筆になっております。急斜面の部分は、道路側の方に10本分位の伐採済みの木の切り株がありました。また、急斜面から下のフラット面の部分には、十数本のケヤキなどの雑木が生えておりました。

今回提出されました受付番号1番につきましては、周辺の山林と一体化しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と思われれます。

以上のことから、この案件につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

9番飯泉です。

地目変更で畑から山林になった場合のメリットは、税金の軽減ですとか開発などの容易性とか何点かあると思いますが、どの程度のメリットがあるのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局わかりますか。

1. 事務局（大久保係長）

はい。メリットについては農地から外すことで売買がしやすくなることはあろうかと思えます。

今回は売るためではなく地目の変更で、今後売買まで進むかどうかはわかりませんが、法人で買う場合などは農地のままでは買えないこともあります。農地以外の地目にすれば売買もしやすくなるということがあります。そういうことが一つのメリットになるかと思えます。

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員いかがでしょうか。

1. 飯泉委員

はい。そういったことかと思えますが、今後、田や畑を管理しなくなったりして耕作放棄地となったときに、農地以外に地目変更をされるというようなことが容易に出てしまうのかなと危惧するところもあったものですから。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局どうですか。

1. 事務局（大久保係長）

はい。基本的に耕作放棄地だから非農地ということではありません。

非農地証明発行の相談を受けた際には、まず事務局で現地を確認して、その後で農

地パトロールとか現認の際に、農業委員さんにも確認していただいてから申請してもらおうようにしています。

耕作放棄地イコール非農地という考えではありませんので、そのところは大丈夫です。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員どうですか。

1. 飯泉委員

はい、わかりました。

1. 議長（齊藤会長）

他にありませんか。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

谷口委員どうぞ。

1. 谷口委員

（位置図を指しながら）

飯泉委員、今、現地確認について報告させていただいたところですが、ここに道路があって、このあたりからは急斜面になっていまして切り株があります。多分土止めだと思います。それに加えてケヤキなどの雑木も十数本生えていました。急斜面の下側はフラットな土地ですが、狭い土地に木が密集しているような場所でした。

再度言うのも何なんですけど、かなり急斜面の土地でした。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員、よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。そのところは全然問題なかったのですが。

ありがとうございました。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ありますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

13ページをご覧ください。

まず、新規案件としまして、田が25筆51,991㎡、畑が5筆で、9,430㎡、合計30筆で、61,421㎡です。貸し手が16人、借り手が13人となります。

続いて、更新案件といたしまして、田が38筆65,194㎡、畑が3筆で、1,767㎡、合計41筆で66,961㎡です。貸し手が16人、借り手が12人となります。総計では、田が63筆117,185㎡、畑が8筆で、11,197㎡、合計71筆で、128,382㎡です。

貸し手が32人で、借り手が25人となります。

利用権の開始時期は、平成30年4月1日、一部平成30年5月1日となっております。

詳細につきましては、14ページから17ページになります。
以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたしますが、16ページの受付番号56番は、豊島委員が議事参与となっております。それから17ページの受付番号70番、71番は、矢口委員が議事参与となっておりますので、三つに分けて審議していきます。

まず、受付番号1番から55番、57番から69番について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号、受付番号1番から55番、57番から69番について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号、受付番号1番から55番、57番から69番については原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号、受付番号56番について審議いたしますので、豊島委員の退室をお願いいたします。

（豊島委員退室）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、受付番号56番について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号 受付番号56番について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号、受付番号56番については原案のとおり決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第4号、受付番号70番、71番について審議いたします。豊島委員の入室並びに矢口委員の退室をお願いいたします。

(豊島委員入室、矢口委員退室)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、受付番号70番、71番について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。

議案第4号 受付番号70番、71番について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号、受付番号70番、71番については原案のとおり決定いたしました。

矢口委員の入室を許可します。

(矢口委員入室)

1. 議長(齊藤会長)

審議の結果、議案第4号は、全件、全員賛成により原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が15筆で、45, 663㎡, 畑が7筆で、14, 199㎡, 合計22筆で、59, 862㎡となります。貸手が5人, 借手が1団体となります。

詳細につきましては、19ページから20ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第5号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。21ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみです。田が15筆で、45, 663㎡, 畑が7筆で、14, 199㎡, 合計22筆で、59, 862㎡となります。地権者が5人, 配分を受ける者が2人となります。

期間は、平成30年5月1日からとなっております。こちらについては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、22, 23ページをご参照ください。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

議案第6号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議事項は以上です。これより報告事項となります。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。24ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、1件になります。

受付番号1番、小絹地区の登記畑、現況宅地の1筆、27㎡です。住宅用地として利用するための届け出になります。

報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。25ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、2件になります。

受付番号1番につきましては、紫峰ヶ丘3丁目の登記宅地、現況畑、1筆、1,487.64㎡です。建売住宅建設のための売買です。

続いて、受付番号2番、申請地は台の登記現況ともに畑、1筆、99㎡です。こちらは、資材置場で利用するための売買になります。

報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は26ページから29ページになります。

今回の合意解約は14件です。

解約の理由ですが、14件中10件につきましては、耕作者変更のための解約になります。今後は別の耕作者若しくは所有者自身が耕作することになります。2件につきましては、従来からの小作契約を解約し、今後は、所有者自身が耕作するものです。

1件は、県道整備に伴い農地の一部が道路用地として買い上げられるため、売却部分について、解約するものです。残る1件は、貸している方が返還を求めたものです。

報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、3月定例総会を閉会いたします。